

【事務局】

それでは定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、真庭保健所長の光井からごあいさつ申し上げます。光井所長、それではよろしく申し上げます。

【光井所長】

皆さん、こんにちは。真庭保健所長の光井でございます。「令和5年度真庭保健所運営協議会」にご参加いただきまして誠にありがとうございます。また、本日お集まりの皆様方におかれましては、平素から県の保健福祉行政に多大なご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、本日は保健所運営協議会ということで基本的には我々の方からどういった活動をしているかということをお委員の皆様にご説明差し上げて、運営の在り方、どういうことをしていくかについて、忌憚なきご意見をいただくという趣旨になっておりますので、是非皆様から見た保健所の姿や、今後こういうことになればいいというご希望を含めて、しっかりご意見を賜ればと思っています。それに際して、新型コロナウイルス感染症は保健所の在り方や、住民の方々に保健所がどうあるべきか非常に大きな影響を与えたと思っています。我々自身も、百年に一度かもしれないという新興感染症に、教科書がないような

状態で本当にどう読むかというのは厳しい状況でありました。本日お集まりいただいた皆様のお蔭をもちまして、何とかこの3年半、業務を遂行することができましたし、いろいろ反省も残っていると思いますが、しっかりそれを財産にできるよう今後の活動に向けてまいりたいと思います。保健所は対人保健と対物保健と言われる、健康を守る活動をしています。大きな意味でいうと「公衆衛生」ということになりますが、「公衆衛生」は我々の領域では「生命」と「生活」と「人が健康に生きる権利」を守るといわれておりますので、しっかり、そのミッションを背負いながら今後も研鑽してまいりたいと思います。本日はまず、我々の方から20～30分説明させていただき、是非ご意見を頂戴いただければと思います。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

さて、本日の運営協議会は、ご都合により代理の方を含め、委員総数12名中、11名の委員の方にご出席いただいております。保健所運営協議会条例第6条の規定による過半数の出席要件を満たしておりますことから、本運営協議会は成立しております。まずは、その旨ご報告申し上げます。なお、本来であれば委員お一人ずつご紹介させていただくところですが、時間の都合もございますので、委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。なお、本日の会議出席者は出席者名簿のとおりです。

続きまして、保健所運営協議会条例第5条に、委員の互選により会長及び副会長を置くがありますが、いかがいたしましょうか。

特にご意見がないようでしたら、事務局からご提案申し上げたいと思います。

会長に太田真庭市長、副会長には池田医師会長をご提案したいと思います。

皆様いかがでしょうか。

【各委員】

「異議なし」の発言、多数あり。

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、会長には太田市長、副会長には池田先生をお願いいたします。よろしく申し上げます。

なお、今回の運営協議会におきましても、県の指針により、個人情報に関すること及び公開することによって審議に支障を来す場合を除き、基本的に公開とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

併せて、念のため地震・火災時の避難経路を申し上げます。会場出られてすぐの階段が非常階段となります。万一の際は職員が誘導いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。この会議ではこれまでの定例により、会長に議事の進行をお願いしているところですので、太田会長に議長として議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【太田会長】

それでは、私が議事進行を務めさせていただきます。池田副会長共々よろしく
お願いします。それでは議事に入ります。

議題の（１）について事務局の方からお願いします。

【光井所長】

失礼します。真庭保健所長の光井でございます。これから事務局の方から令和
5年度真庭保健所運営協議会資料についてご説明をさせていただきたいと思
います。

まずは私の方からは保健所の全体像と今年度が「保健医療計画」の策定年度と
いうこともあり、その紹介と新型コロナウイルスでの経験をお話しさせてい
たきます。その後、保健課長と衛生課長から、それぞれの担当業務について、ご
説明をさせていただきます。

それでは、まず資料のスライド2をご覧ください。真庭保健所は地域保健法で
その在り方や法定機関であることが定められております。青字で書かれた箇所
を読み上げさせていただきます。「市町村に対し、前項の責務が十分果たされる
ように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければなら
ない」とあります。基本的に県の出先機関として保健・医療・福祉で我々は市町村
と連携して住民の保健・公衆衛生の推進に努めてまいります。

スライドの3をご覧ください。そういうミッションを背負っているのですが、
ご存じのとおり保健所は地域保健法第5条に定められているとおり、それぞ
れの保健医療圏、岡山県で言いますと、5保健医療圏に分かれて保健所が設置され

ています。ご存じのとおり私は、真庭保健所長と美作保健所長を兼任ということで、しっかりと圏域の保健・医療を我々は所管しているということになります。

その下のスライド4ですが、保健所は「地域保健における専門的かつ技術的拠点」と書かれております。厚生労働省の基本的指針の中に書かれている文言ですが、我々保健所が担う業務の中で基本的には先ほど申し上げた市町村が行う保健業務と連携して協働し、時には技術的助言もさせていただきながら、やっていくということになります。もう一つ申し上げた、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策業務・精神疾患・難病・食中毒等の専門的な分野については、直接的に我々が保健サービスを担っていくことになります。しっかり職種が連携して専門的な保健サービスを充実していかなければならないと思います。

ページをめくっていただきまして、スライド5をご覧ください。「市町村への技術的支援」ということで、先ほど申し上げましたとおり市町村との連携が非常に重要になります。真庭保健所としては真庭市と新庄村が所管ということで、しっかり市・村と連携しながら普段の業務を行っております。

下のスライド6につきましては、真庭保健所の組織・所掌事務の概要ということで、真庭保健所の職員は、総勢21名になっており、保健課と衛生課に大きく分かれています。保健課の方は「対人保健」、「人」に対する直接的な保健サービスを担い、衛生課の方は食品衛生等、「物」を介する「対物保健」業務を担っているというように大きく分かれています。

次のページをめくっていただき、スライド7・8をご覧ください。ここにご参加の皆様は、ご存じとかと思いますが、真庭圏域はかなり人口減少、特に生産年齢

人口の減少が数十年かけて進んでいくということが分かっております。令和4年に書いてある、右の約4万2千人が、いわゆる2025（令和7）年から20年後には1万人近く減少する見込みとなっております。その中でも特に「保健医療計画」で議論となっておりますが、人口ピラミッドで比較すると65歳未満の年齢層で1万人減少しますので、今後の保健・医療・福祉サービスのことを考えると、担い手が急減しているということが分かっています。これに対して、我々はしっかり連携し、人材を確保しながら業務を推進していくことが必要だと思っております。

次をめくっていただきまして、スライド9・10になりますが、今年度、「保健医療計画」の策定年度ということで県全体の「保健医療計画」と整合性を取る形でそれぞれの保健医療圏でも「保健医療計画」を策定することになっております。これまで、今年度、半年以上をかけて3回に分けて委員の皆様にご意見を拝聴しながら、真庭圏域の「保健医療計画」も策定しております。現在も案という形ですが、最終的な確認を第3回で終了させていただき概ね確定しているところです。1点だけ、医療に関しては非常に厳しいというご意見があり、特に真庭圏域は面積が広範で自然に恵まれて良い所である一方で、医療アクセスをどうするか今後どう担保していくのかということと、先ほど申し上げた医療福祉人材をどう確保していくかが大きな課題と感じております。

次のページをめくっていただいてスライド11、真庭保健医療圏の医療従事者等の状況です。先ほど申し上げた状況がこのスライドに記載されています。特に赤字で記載されている所が全国平均・岡山県と比べて少ない医療従事者です。

ただ、数だけ観ても議論は深まらなくて、看護師数は全国平均と比べて多いの

ですが、一方で中身を観てみると、看護職の方々の高齢化や夜勤ができない方々が増えていて、非常に細かい課題が生じています。この数だけでも非常に厳しいということが分かるのですが、一方でもっと解像度を高め課題を抽出して取り組んでいく必要があると考えています。

次のスライド12をご覧ください。真庭保健所管内には病院がこれだけ所在している状況の中で今年度特に真庭圏域の医療がどうなるかという中で我々も委員の皆様も共感していただいたのが、真庭圏域は概ね、特に救急搬送についてはかなりの割合をこの圏域の中でしっかり応需ができていて、住民に安心な救急体制が組んでいる。勿論、診療所が少しずつ減り、住民の方々への医療サービスが難しくなっているところはあるのですが、一方でスライド12に書いてある病院はすべて救急告示病院で救急の受け入れを非常に頑張ってくださいということ、しっかりこういった病院が連携していただいて住民の安心の確保に務めていただきたく、それにあたっては我々保健所もしっかり何ができるか検討して、できる限りの安心の確保を考えてまいります。

次のページをめくっていただき、スライド13、地域医療構想です。地域医療構想は少し難しいものなのですが、10年前に2025（令和7）年を目途に今後必要な需要が全国一律に下がっていく、適正な医療の確保に努めてもらう方向で圏域の中で医療機関を主体とした共助していく場を作っていくことが趣旨となっています。一方で真庭保健医療圏は非常に医療機関同士の連携がかなり密な部分がありまして、国が基本的に目標病床数で定めた病床数に先生方の自発的な協議や対応でこの数に収斂していくような状況になっています。ただ、少し問題になっているのは、数だけの議論ではダメで、しっかり「中身がどうある

べきか」、「どう連携していくのか」が非常に大事ですし、目標に近づいている一方で病床稼働率が低い。つまり10年前にこれが定められた時よりも入院治療する方が減っている。それは皆さんが健康になっているとか、在院日数が減っているとか、非常に良いことなのですが、病院の経営にとっては、かなり厳しいものなので、しっかり病院で話し合ってもらう場を今後も作っていかねばと思っています。

これから、課ごとの内容に入っていくのですが、ページをめくっていただきまして、保健課長にマイクを渡す前に私の方から「新型コロナウイルス感染症」のことだけ少しお話をさせていただきたいと思います。個別のことについては、時間的な関係で申し上げることは難しいのですが、スライド15です。

基本的には新型コロナウイルス感染症体制は「医療体制の維持・確保」と「感染防止対策」という2本の柱でやってまいりました。左の「医療体制の維持・確保」の方は、患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合にしっかりとそれを受け入れていただく病床の確保や診療所の先生方と連携して、発熱外来で治療できる体制を整えていくという基本的対策と、まん延防止対策については、感染をまん延させないということで、保健所だけでは決してできる対策ではないのですが、しっかり関係者と連携しながら感染状況を共有し必要な時に必要に応じて感染対策をしていただくということを行ってまいりました。スライド16に記載していますので、ご覧いただければと思います。資料の別冊につきましては、「新型コロナウイルス感染症における真庭保健所の対応状況」というように書いております。新型コロナウイルス感染症はご存じのとおり世界を震撼させるウイルスということで、令和2年から大きく日本でも対応することにな

ったのですが、真庭圏域においても非常に多くの患者が罹患されて、特に2022年以降のオミクロン株になってからは、重症化率は下がった一方でかなりの感染力になって、おそらく2022年度までには人口の3割、4割が感染するというような、いわゆる風邪と同じくらいのまん延状況になった訳です。そういう中でいろいろな対策を行い、ご助力をいただきながら対策を進めてまいりましたが、最後のオミクロン株で分かったのは、高齢者施設とか感染症に対して脆弱性を有する方々をこういうパンデミックの時にしっかり支援していくかということを医療機関や関係者の皆さんと協働して対策を行ってまいりました。

最後のページをご覧くださいますと、保健福祉施設への感染管理の支援ということで岡山県には「岡山県クラスター対策班」といって、専門家集団を派遣していただくスキームを当初から作ってまいりました。健康管理チームが真庭圏域にも来ていただいて多くのご指導や公衆衛生に対してご助力をいただきました。お陰様でしっかり新型コロナウイルス感染症対策もできていますし、保健所の方も3年間、感染症対策を形にするために感染症の研修会も開催しています。

今年度も開催する予定で、特にこれまでは医療機関がメインだったこともあったのですが、例年、高齢者施設にも新型コロナウイルス感染症だけでなくノロウイルス感染症から入所者を守っていただくような研修会を今後も開催させていただければと思っています。駆け足で恐縮ではございますが、私からの説明は以上となります。

【掛屋保健課長】

失礼いたします。保健課長の掛屋と申します。よろしく願いいたします。こ

ここからは保健課業務について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

スライド17をご覧ください。「母子保健の推進」です。安心して妊娠・出産・育児ができ、子供たちが健やかに成長できるよう関係機関・関係団体と連携した取組を図っております。その全体像になります。スライドの背景に三角形が見えますでしょうか。そちらに色分けをしておりますが、活動の対象を下から「健康群」、「育児不安・虐待ハイリスク群」、「虐待群」と3段階に分けてそれぞれの特徴を記載しております。主な取組についてご説明いたします。「健康群」のところでは、「未来のパパ&ママを育てる出前講座」を実施しております。中学生を対象に妊娠・出産に対する正しい知識を伝え、親になるための健康づくりやライフプランを考えるきっかけとしております。その上の「育児不安・虐待ハイリスク群」のところをご覧ください。「子どもの発達支援相談」では、発育・発達に課題のある子どもについて真庭市や新庄村の保健師さんから紹介を受けて、小児神経科医、臨床心理士などによる専門相談を行っています。三角形の下にありますが、「母子保健体制づくり」としまして、各種会議などを開催しております。真ん中の項目をご覧ください。「切れ目のない母子支援」としまして、周産期ハイリスク母子支援連絡会議を開催し、産科医療機関、精神科医療機関、助産院、市・村とともに妊産婦の現状や課題を共有し連携した取組の検討などを行っています。

スライド18は各事業の実績を載せておりますので、ご覧ください。

5にありますように小児慢性特定疾病児や虐待予防など、ハイリスク児の訪問や会議への参加などもしております。4をご覧ください。「歯科保健対策」で

すが、真庭市が開催する会議に参加し、情報提供を行い、新庄村の歯科保健関係者会議に参加しております。管内全体では、意見交換を行う会議を計画しております。

続きまして、「健康づくりの推進」です。スライドの21をご覧ください。食育の推進としまして、真庭地域食育推進協議会を開催しております。食育に関わる保健・医療・教育・農業などの関係機関や愛育委員・栄養委員と行政が一堂に会して関係団体が協働することで、より効果的な食育活動ができるように協議を行っています。

スライド22には活動の内容を記載しています。左側からご覧ください。「栄養改善協議会」と「蒜山イキイキ楽酪協議会」が連携した活動や、小学校が地元の生産者の食材を使った給食など、好事例について各委員が意見交換を行い、様々な団体と連携を深めて取組を繋げていきたいと話し合いを行ったところです。

スライド23をご覧ください。こちらは「栄養改善協議会」が栄養展で生活習慣病予防など適切な食習慣の普及啓発を行っているイベントです。先ほどの食育推進協議会を通じて栄養展の場に「蒜山イキイキ楽酪協議会」の皆様に参加いただき乳製品の効果などの啓発も行っています。

スライド24は令和4年度の実績となります。「栄養改善協議会」・「愛育委員会」はそれぞれ目標やスローガンを掲げて研修会や会議の開催をして地区での活動にご尽力いただいたところです。

スライド25をお願いします。こちらは真庭管内の「愛育委員」・「栄養委員」

が力を入れて取り組んでいただいている「地域ですすめる健康支援事業」の管内報告会の様子です。「愛育委員」・「栄養委員」が協働して各地区で子育て中の親子を対象とした教室や、交流会で地域ぐるみの子育て支援に取り組みいただき、報告会では管内全体で意見交換を行っております。

スライド26ですが、「敷地内全面禁煙実施施設」の認定などにより受動喫煙を防止するための環境整備に努めています。

スライド27が、その登録状況になります。

続いて次のスライド28です。地元小学生を対象とした「たばこからの健康影響普及講座」の様子です。講師には地域の薬剤師をお願いして、たばこの害、喫煙を防止するための講話を行っております。今年度も同様の活動を計画して実施しているところです。

スライド29「難病対策」になります。難病対策は3本柱で取り組んでいます。一番右の「③医療費等の助成」では長期にわたる治療や高額な医療費の自己負担額を公費負担する制度で、令和4年度末現在では389の方が助成を受けています。真ん中の「②地域における保健・医療・福祉の充実と連携」につきましては、次のスライド30をご覧ください。昨年度は新型コロナウイルス感染症予防のため実施していませんが、例年、専門医・理学療法士など複数の専門家による相談会を実施しています。今年度は10月に開催して多くの相談があり、大変好評でした。「在宅難病患者・家族の集い」では患者・家族の方が集まって交流を深めたり、リハビリの方法を学んだりして自宅での生活に活かしてもらっています。災害時支援としまして、「災害時要配慮者リスト」の作成や連絡会議を

開催しています。災害時にも必要な治療を続けられるよう対策を図っています。

続きましてスライド31、「精神保健福祉」になります。取組を3つに分けて記載しています。一番下の「心の健康づくりの推進」としましては、各種相談事業の実施やこころの健康づくりの講座を開催しています。その上の「適正な個別支援と関係機関との有機的な連携の推進」としましては精神疾患のある患者の支援に努めているところです。「医療の適正な確保」では緊急的な個別への対応と、その方への必要な医療の確保、そして再発予防のための取組を行っています。一番下にあります精神保健福祉の関係機関と連携のための会議を行っているところです。

スライド32が令和4年度の実績と今年度のこれまでの計画と実績になります。保健師による訪問など個別支援を行い、精神科医などによる専門的な精神保健福祉相談を実施しています。そして、関係者との連絡会議としては、「真庭地域精神保健福祉実務者会議」を昨年度開催しまして、支援体制の構築について今年度も同様の会議を計画しています。

最後に感染症対策です。スライド33をご覧ください。こちらも取組を一次予防・二次予防・三次予防というように分けて記載しています。一次予防としましては、感染症の情報や予防対策について住民や関係者への普及・啓発に努めております。新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応についても力を入れてきたところです。二次予防については、疾病の早期発見・早期治療のための相談・指導や医療費の公費負担を行っております。三次予防としましては、一人ひとりの患者に合わせて治療を継続しながら生活を送れるように支援を行っているところです。

スライド34が実績と計画になります。エイズと性感染症対策ですが、エイズや性感染症の感染不安がある方の相談と検査を実施しています。「エイズ等出前講座」を開催して小中高校生に性感染症の正しい知識を伝え、自分にも関係することとして考える機会としています。「結核対策」では、今年度の状況を書いておりますが、月末現在で4人の患者が発生しております。その後10月、11月で発生があり現在まで合計8人となっております。すべて65歳以上の高齢者の方です。高齢の方でもあり、内科系の病気や、それぞれ体調や生活が異なる中で確実に服薬ができるように主治医や薬剤師・サービス事業者・ケアマネージャーと連携をして支援を行っているところです。今年度の研修・訓練ですが、高齢者施設を対象に感染症対策の研修会や消防署と連携した感染症患者等の移送に関する研修会を計画しているところです。以上で説明を終わらせていただきます。

【宮本衛生課長】

失礼します。衛生課長の宮本でございます。衛生課業務についてご説明申し上げます。座って失礼いたします。スライド35をご覧ください。「食品衛生関係業務」・「生活衛生関係業務」・「薬務関係業務」の3つに分けてご説明申し上げます。

まず1)「食品衛生関係業務」についてです。スライド36をご覧ください。

「令和5年度食品衛生関係業務事業計画」をお示ししています。

「食中毒の防止対策」といたしまして、「1 食品衛生関係施設への監視指導」を行っています。内容につきましては「(1)重点監視」ということで社会的に

影響度の高い広域流通食品等製造業者、大型飲食店等の大量調理施設、大型食品製造・販売施設を対象に実施しています。「(2) 一般監視」ですが、小規模営業者を対象に食品の衛生的な取り扱い等について監視指導を行っています。

「(3) 大量調理施設の一斉取締り」ということですが、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の導入確認と実施記録を点検し、必要に応じて指導・助言等を行っています。

「(4) 夏期食品・年末一斉取締り」ということで対象施設に集中的に立入することで効果的な監視指導を行っています。

続きまして、「食品等の効果的な試験検査の充実」といたしまして「収去検査（残留農薬、輸入食品を含む）」を行っています。この検査は、最終製品を検査し、食品衛生法に基づく規格基準等に適合しているか、施設内の拭き取り、例えばよく触る冷凍庫・冷蔵庫の取っ手部分を拭き取って、どういう衛生状況かを調べております。「表示されている内容が正しいか」、「表示されていない添加物が使用されていないか」等を目的に検査しております。

次に「(2) 試買検査」を行っています。この検査は、県内で流通・消費される食品等を購入し、有害物質の汚染実態調査等を行っています。

続きまして「消費者、食品事業者への啓発」といたしまして「HACCP に沿った衛生管理の運用状況の確認」を行っています。原則、全ての食品等事業者がHACCP に沿った衛生管理に取り組んでいることから、事業者が作成した衛生管理計画や手順書に沿って適切に運用されているかを確認しています。

続きまして「食品衛生講習会、食中毒予防の啓発」といたしまして、講習会への衛生課職員の講師派遣を行っています。また、例年8月に実施する「食品衛

生月間」事業において広報車による食中毒予防等の広報活動や街頭キャンペーン等を通じて重点的に食中毒予防の啓発を行っています。

3番目の「食の安全相談窓口の相談対応」につきましては、営業許可取得について、「こういった業種について、許可を取りたいのだけれど、どうすれば良いのか」というご相談に応じております。また、苦情等については、速やかに調査及び関係施設等の指導を行い、原因究明と再発防止を図っています。

続きまして、スライド37・スライド38につきましては、今年度9月末までの数字を挙げさせていただいておりますので、ご覧ください。

続きまして、スライド39をご覧ください。

「令和5年度生活衛生関係業務事業計画」をご説明申し上げます。

「1 レジオネラ症発生防止対策」といたしまして「公衆浴場法施行条例」及び「旅館業法施行条例」に基づき、施設の立入検査、営業者に対する講習会を開催し、行政検査結果に基づく衛生管理指導等を行い浴槽水の安全確保に努めています。

続きまして、「2 生活衛生関係営業施設の監視指導及び自主管理の推進」といたしまして理容・美容・クリーニング所等生活衛生関係施設の定期的な監視を実施し、衛生指導及び自主管理の推進を促しています。

「3 建築物の衛生管理指導」といたしましては、多数の人が利用する特定建築物の設置者に対する衛生管理指導を行っています。

「4 遊泳用プールの衛生確保対策」といたしましては、「岡山県遊泳用プール指導要領」に基づき衛生確保・安全管理及び自主管理の徹底の指導を行っています。

「5 水道法関係業務」といたしましては、水道事業者等が計画的な耐震化・老朽化対策、耐災害性強化対策などに取り組めるように国の補助金に関する情報提供や助言・指導を行っています。

「6 温泉法関係業務」といたしましては、貴重な地下資源である温泉を保護し、適正な利用を推進するため、温泉法に基づき監視指導を行っています。

衛生関係業務の実績につきましてもスライド40にお示ししておりますので、ご確認いただけたらと思います。

続きまして、スライド41の「令和5年度薬務関係業務事業計画」です。

「1 医薬品等の安全確保対策」といたしまして、薬局・医薬品販売業者等に対し、医薬品医療機器法の周知徹底に努めるとともに適切な監視指導を行っています。

「2 毒物劇物の危害防止対策」といたしまして、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物営業者等に対し、保管管理の徹底・譲渡手続の励行等について監視指導を行っています。

「3 献血推進事業」といたしまして、「令和5年度岡山県献血推進計画」に基づき、献血者の安定的確保を図るため、関係機関・団体の協力のもと、積極的かつ効果的な啓発活動を行っています。

「4 覚醒剤等薬物乱用防止事業」といたしまして、「覚醒剤等薬物乱用防止指導員真庭地区協議会」を中心として「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を通じて、薬物の乱用防止を呼びかけているところでございます。

薬務関係の実績にスライド42、スライド43にお示しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

大変駆け足になりましたが、衛生課業務について以上でございます。

【太田会長】

はい、ありがとうございました。衛生関係・保健関係、他でも結構です。

折角、皆様集まっておられますのでご発言をお願いします。長田委員。

【長田委員】

子どものことに関しては資料に書いてあるのは18ページの「子どもの健やか発達支援事業」と28ページ「たばこからの健康影響普及講座」、この2つがある訳ですが、もう少し子ども中心の社会と言いますか、「こどもまんなか」ということを強く社会は主張していきまして、地域の中で子育てをどうしていくのか、地域ぐるみの活動が非常に注目されているとともに施策の中に現れている昨今でございます。その中で子どもに関するところは、この中では見たところ少なく、もう少し子ども中心の社会ということで、取組をいただけることはないのだろうかと思いました。

【太田会長】

私の方から、ちょっとお話します。それから保健所の方からお願いします。子どものこと、人間トータルで考えなければならないので、部分・部分で切り取って難しいのですが、ただ、役所というのはご存じのとおり、それぞれ所管があって、それぞれの所管をしながら、どう連携していくのかということで、そういう意味では子ども全般を保健所で扱うことではなくて、健康の一面ということで、あと市役所の、そして市役所の中での教育委員会の方とで、それぞれ分かれていますので、ここでは保健所の業務のこととありますから、お気持ちはすごく分かり

ますが、ご理解ください。そういうことで保健所、どうぞ。

【光井所長】

我々も、子どもに対する対策というのは、県でもしっかり力を入れていますし、母子保健の中でどうやっていくか大事だなと思っているのは「保健と福祉の連携」、これは市町村も同じだと思うのですが、すごく大事だと思っていまして、特に我々はスライド17で言いますと、一次予防とか二次予防、いわゆる赤ちゃんが生まれたらしっかり連絡を取って、ハイリスクの方々をピックアップする。本当に難しいのは虐待かなと思うのですが、そういう時に福祉との連携を図って児童相談所もそうですし、市町村の方々とも情報共有しながら、しっかりフォローしていくことは母子保健業務の中で主体になっていますし、今後もしっかり役割を果たせるように連携を深めていきたいなと考えております。

【太田会長】

そういう意味では、トータルは市町村が責任を持って、より専門的な分野とか発達支援、市町村もやっていますが、どちらかというとな専門的な分野ですね。虐待もあるところまでは市町村がやって、それからは児童相談所が担う。「いかに連携を取り合うか」ということが一番だと思います。国の方も、実は相当、どこまでどこが所管するのか、揉めていまして、長田委員の、民生委員・児童委員も民生の関係は厚生労働省、児童の関係は子ども家庭庁になって、義務教育の関係は教育委員会、文部科学省、いずれにしてもどう連携するかしかないのかなと思いますが、本当に次世代の子育て支援が地域で根付く上で必要ですから、それぞれが頑張っていく。それでよろしいでしょうか。

【掛屋保健課長】

すみません。先ほどからの市町村との連携は申し上げているところですが、本当に私たちが大事に思っているのが、地域の健康ボランティアで活躍していただいている「愛育委員」・「栄養委員」の皆様のお力です。真庭地域の子ども・親子・高齢者に目配り・気配りをしていただき、一般的な声掛けをしていただきながら、気になる親御さんがおられたら市町村や保健所に情報提供していただくとか市・村とも協力しながら、活動していただいているところです。

【太田会長】

ネグレクトの関係も、歯科医さん、学校の健診で歯を診たり、あるいは学校医で、池田先生、そういうこと経験上もありますか。

【池田副会長】

健診で気が付くことは、なかなかないです。やはり、学校に出て来られない。出て来てないことから疑っていく。

【石藤委員代理】

今の子どもたちの中で新庄村でも、発達障害が増えてきています。

ここら辺りと食との関係について、どのようにお考えでどのような動きをされているのか、お伺いしたいと思います。医師が認定することがあるかと思いますが、増えている傾向があると思うのです。ここら辺りがどうなのかなと思い、お伺いします。

【光井所長】

ありがとうございます。先ほどお話いただきましたように発達障害について

は、いろいろなところで話題になることが多くて、食と発達障害の関係については、その辺りは勉強していきたいと思うのですが、先ほど申し上げたとおり、いわゆる子どもの発達にかかる問題の中で一番懸念しているのは、「健診をどうしていくか」とか、発達障害の可能性がある子どもに対して「どうアプローチしていくのか」、その先の部分がかかなりボトルネックになっているのが、課題意識として持っておりまして、どういう支援があるのか、支援に至るプロセスが皆に分かるようになってきているのかという非常に難しい問題が多いなと思います。真庭圏域だけでなく、地方すべてに共通する課題なのですが、体制をしっかりと整えていくことが必要であると思っていますし、それに当たっては皆さんの共通理解や、それをどうしていくのか、そのルートができていかなければならないと思います。もし何か、他の委員の方からもご助言いただけると嬉しいなと思います。

【太田会長】

委員、何かありますか。

【池田副会長】

発達障害については、いろいろなタイプの発達障害がある。だんだん認められてきて、そのために総数として増えてきているというのはあるかもしれませんが、それが食とどう関係するかというと、なかなか答えが出ません。栄養委員さん、どうですか。

【太田会長】

栄養委員さん、どうですか。

【片岡委員】

今のところ、そういう形で 障害者の方と一緒に調理したこともあるのですが、積極的にお手伝いしたい子・食べるだけの子・全然関心を持たない子、一つの障害者のグループなので、本当にいろいろなお子さんがおられたように思います。指導者の方も、手伝える子は一生懸命手伝わせようとするし、興味のない子も食に関してはいろいろな物を食べられるよう工夫されたりとか、私たちは一緒に作ろうねという形でしたことはあるのですが、それに対して全く興味を持たない子にも指導者の方は一生懸命、「今日来てくださっているのだから一緒に何かしようかな」とか「お箸を準備して」とか、本当に食に対してのお手伝いをさせてあげようという、すごい努力を感じたり、私たちももっともって何かすることがあるのかなということを感じたことがあります。ではどうしたら良いのかと言われるとまだまだ勉強不足というか、経験不足というか、それでどうなのかという言葉としては言えないです。そういうところには声が掛ければ、出かけていきたいなどは思っています。以上です。

【太田会長】

栄養士さん、学校を含めて、食そのものを満足に三度三度食べられない。真庭は少数ですが、特に都市部は、あるところは本当にひどい状態、学校給食だけがまともな食事だという都市の貧困化がすごい。それが「子ども食堂」。岡山市内でも今、相当行列ができるようになっている。真庭地域でも進めていただいて、感謝していますが、深刻な問題だと思います。

【掛屋保健課長】

活動している中で、感じていることを、ご紹介させていただきます。発達障害の子どもは本当に特性それぞれで、食に関しても好き嫌いがすごくあったり、形状で苦手なことがあったりとか個別性が高いので、各子どもさんに対して保健所が実施している「子どもの発達支援相談」の中で個別の相談を受けたり、保健所や真庭市でも専門の先生が関わっていると思いますので、お母さんの困り感などを聞いて支援をさせていただいているのが現状でございます。

【石藤委員代理】

一つは、発達障害が増えてきているという状況、食べ物が、お母さんの作る食べ物が影響しているのではないかということに関して、そこら辺りは、どうなのだろうかと思います。コンビニストアの物を食べて育てている方と、一から食材を調理して育てている方。そこら辺りと心との整合性について、あるのかないのか、なかなか難しいと思うのですが、食べてはいけない物は売っていないと思うのですが、発達障害と食の関連性はあるのでしょうか。

【光井所長】

ありがとうございます。私も恐らくそういうことかなと思って、先ほどは分からないと申し上げましたが、パブリック関係で見たこともないので、先ほどおっしゃられたように、そういう傾向があるとか関連するデータはあるかもしれませんので、我々の方も、しっかり調べさせていただいて、どこかで回答できたらと思いますし、どちらが原因か結果か分からないそういう傾向はご存じのとおり、あると思いますので、そういう視点でも我々も観ていきたいと思います。直

近は、因果関係のデータを持っていないので、失礼します。

【太田会長】

専門家ほど、エビデンスがハッキリしないと物が書けない。ですから私ら素人は、「こうで、ああけど」と無責任なことを言いますが、本当のところ、なかなか統計学的なことから大事だと思います。発達障害についても、何が発達障害か、こんなハッキリしないというか、数は増えているが、それは医学の発達によって、そういう風にカウントされる。食中毒もそうですよね。増えているのではなくて、検査機能が発達したから増えているという一面があります。増えているとか減っているとかは、本当のところ、その辺の慎重さが必要だと思います。障害児は医学の発達で今まで助からなかった子どもも救えるようになった。

【光井所長】

ありがとうございます。本当に会長がおっしゃられたように、難しい問題があると思うのですが、先ほど障害児・者の中にもいろいろおられると思うのですが、いわゆる医療的ケア児は相対的な医療の高度化によって救命できる方が増えてきているということで全国的にそういう傾向があると思います。ただ、早期発見・早期治療が大事だという基本的な考え方がある中で我々もしっかり可能性や余力のある方をしっかりフォローし、その方のために必要になる基本的な考え方になるのかなと思いますので、支援するのは我々だけではなくて、市町村の職員の方々や関係者の皆様の努力で成し得るものだと思いますので、しっかり情報共有を大事にしていくということを共通認識でやっていきたいと思っています。

【太田会長】

ありがとうございます。他に何かありますか。どうぞ。

【芦田委員】

先ほど話の出た、親からの虐待です。これに関して先日、岡山県警察本部で講演会がありまして、サポーターの話なのですが、事例をもって話し合いました。なかなか子どもからのSOSがハッキリしない。これ皆さんで、学校の先生または学校協助手とか、そういう方が、いかに発見するかが大事です。親には言えない訳ですから。そういうことで、この真庭地域でも当然ありますし、そこら辺の状態を真庭警察署の生活安全課長の方から、できれば教えていただきたいなと思います。話せる範囲で。

【太田会長】

それでは、植月さん。

【植月委員代理】

虐待については早期発見、これが先ほどのお話のとおり、子ども自ら話すことはありません。そのため、もしその方のシグナルを見つけることがすべてになりますので、警察では一般の方からの通報を受ければ対応するのですが、例えば、少年補導であるとか子どもを保護する場合、どこかに出て行った場合に、子どもを観ることがあります。子どもを観て、身体的な虐待であれば、ケガがあって、ケガというのを見た目の明らかなケガであれば、すぐ分かる訳ですが、普通に、例えば転んだ時にできたケガではなくて、体の内側にある傷、要は転んだことによってはできない傷、アザであっても、小さいアザがいくつもあつて、できた時期

が明らかに違うアザがある、といったもので虐待を受けているのではないかと
いうことが分かります。サインを見ることができず、発育状態がネグレクト
の状態から明らかに遅れているとか、話し方が知的の障害ではなくて、明らかに
しゃべり方がおかしいといった場合や、着ているものが汚れている、何日も着替
えていないような場合や、冬場であるのに薄着であるとか、そういったような形
で明らかに洗濯をしていないような汚れている服を着ている場合とか、そうい
うものがあれば、ネグレクトの恐れがありますし、親の顔色を常に窺いながら話
している、親に完全に怯えている、お母さん・お父さんが怖いから、明らかに顔
色を窺って怯えている様子があるといえる場合には、虐待を受けている恐れが
ありますので、そうした子どもからのサインというか兆候を如何に見つけ出す
かということが虐待を防止するために重要なことだと思います。そうしたこと
に気づけば周りから、それぞれの関係機関で情報共有して、「ちょっとこれはお
かしいのではないか」というところを発見した時にお互い話し合っただく
ことで情報を集約していくことが対策を進めていくことに繋がっていくのでは
ないかと思います。それが、重要なことだと思います。

【池田副会長】

保健所からも参加してもらって、真庭市でやっている要保護対策協議会、今週
水曜日にあるのですが、コロナ禍でやはり虐待が増えるのではと危惧していた
のですが、新型コロナウイルス感染症が始まった途端は、動きが少なかったのか、
ちょっと減っていたのですが、でも昨年来からコロナ慣れしたというか、また復
活してちょっと増えている。今年はどうなっているか、今度の水曜日に会議があ
るのですが、先ほど言われたように、健診で見つかるかといった話ですが、健診

で学校に来てくれる子どもたちは良いのですが、なかなかそういう子は出てこない。乳幼児健診であるとか、やはり診察、それでも診察に来てその辺で気が付くか、兎に角、誰もが「ちょっとどうかな」ということを気が付くことが一番だろうと思います。そういう意味では、そういう場所もあるし、住んでいる所の民生委員さんとかの気づき、あるいは一般の方の気づきも、すごく大事で、「少しどうかな」と思った時にそういう情報をあまり心配せずに行政に伝えて早めに気が付いて、早めに対策していただくことが一番だと思います。

【太田会長】

はい、ありがとうございました。ウェブで出席の大國委員。歯科医師会長さん何かありませんか。子どもネグレクトというか、あるいは虐待で。

【大國委員】

そうですね。健診でないと、学校の健診とか、真庭市の乳幼児健診といった、健診の場では、何となく疑わしいなという、口の中の状況ですが、口の中しか僕らは診ないので言えないですが、口の中の状況が異常に虫歯があるとか、環境によるのかもしれないですが、生活環境であったり、家族の環境であったりということを経験した先生や、保健師さんにちょっとアドバイスすることはあります。そういうところですかね。

【太田会長】

はい、ありがとうございます。長田委員、どうですか。

【長田委員】

これは言わないでおこうと思ったのですが、振られましたので発言します。民

生委員が高齢者宅等を訪問して「何か困りごとはありませんか」と伺えば、前回会議で「特定の薬がない」という状況を話しました。これが厳しくなりまして、今、医師は処方箋を出し、患者が薬局に持っていく、「(薬局) ない ないのは分かっているでしょう」、それでまた患者は医療機関に戻る。「(薬局) 当然ない お金を返そうか」、「(患者) お金を返してもらっても仕方がない 薬が欲しい」、それで悶々として帰って来る。それで私どものところに相談に来る。「(患者) 困っているのですが、薬がないのです」、「(長田委員) ないことはない 何とかして探してみたらどうか」、「(患者) 探してみたのですが、ないものはない」、これは先般お聞きしたとおりです。それは分かっているのですが、このままで良いのだろうか。最後まで生まれたところで育って暮らして高齢者になっているのですが、これも先般お話ししましたが、この会の中でお話がありません。真庭市と保健所は命と暮らしを守る。命と暮らしを守る、命ということに関して高齢者を含め薬が欲しい人は処方箋が切られるくらい必要なのです。必要な物がない。これは国のレベルでも問題である。県も作っていないのでない。本当はない。これを放っておくと、気管支炎や糖尿病や血液サラサラになる薬とか、本当に命を大事にしなければいけない人にとって薬がないという状況に、何とか手を打ってくださいと言いたいのですが、ないものに対して手を打ってくださいとは言えませんので、悶々としているのですが現状です。医師は処方箋を切り続ける、薬局はないとして処方箋を返却する。患者は処方箋を持って帰る。薬局に処方箋を持っていくと、「(薬局) 返金しましょうか」、「(患者) 返金してもらっても100円か150円なので、結構です」と言って帰宅する。「(患者) この薬がもらえなかった」と言って処方箋を私に見せる。ということが起きています。これはお願いです。何と

か薬不足解消の道を見出していただきたいと思います。

【太田会長】

ちょっと、いじめの問題で長田委員にお伺いしたのですが、薬不足の話になってしまいました。いじめ、虐待の問題で何かありますか。よろしいですか。皆さん、どこまで認識しているのか。関係者・教育委員・保護者が一番頭に入れてもらわないといけないのが民法改正で、昨年12月に「親の子に対する懲戒権」が削除されました。旧民法第822条に「親権を行う者は監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」という親権者の懲戒権があったのですが、削除されました。これは明治29年に作られたものですが、その懲戒権を根拠に児童虐待を正当化したということがあって、そういう意味では物理的な法律というか、心理的なものを含めて懲戒権の名の元に子どもを虐待することができないように、こういう法律改正があったということは、皆さん、頭に入れないと、「いや教育のために少々良いのだ」というようなことはできないと、これがあまり頭に入っていない気がするのです。これ重要な話ですので、申し上げました。それでは、湯浅さん。

【湯浅委員】

薬が不足してしまして、真庭市の責任でもないし、どこの責任でもないと思うのですが、厚生労働省が製薬会社を合併して薬を作れとか、そういう話を進めているようなことはニュースで聞きました。本当に作れば作るほど赤字になる薬を作れというのは無理だという製薬メーカーの意見もあるので、大きな会社に合併して、国民のために作れというような指導をしているのだろうとは思いま

す。「当然薬がないのはわかっているでしょう」ということはウチ（湯浅薬局）では言ったことはないのですが、違う成分の咳止め薬を提案したり、30日分はないので、10日分ずつ処方しましょうとか医師と話をしながら、対応しているとは思いますが。今は、咳止め薬・去痰薬・のどの抗炎症薬も結構不足しています。それから今困っているのは、「タミフル」という有名なインフルエンザの薬ですが、その「子ども用」が無くて困っています。大人用の「タミフル」を調整して提供したりはしていますが、その辺の薬不足が解消するといいなと思います。解消まではもう少しだと思うのですが。

【太田会長】

この場では解決しないので、そういう切実な声があったということを県の方、日本医師会の方にも機会があればお願いします。

それでは、河野県議、何か全体でお願いします。

【河野委員】

いろいろと説明、ありがとうございました。私も岡山県議会議員になってこの場に出席させていただいて、昔とは違うなと思ったのは、子どもに対しての話とか質問内容も恐らく長田委員の発言を始め、「中心が子ども」なのだと思っています。私も発達障害に携わっている中で、先天的に生まれてくる子や家庭の環境によって後天的になってしまう子、ネグレクトもそうですが、そういった子を、個性・特性を大切にしながら周りの環境が如何に居場所や居心地を良くしてあげるかということが、本人にとっても、そして周りにとっても良いことだと思っています。特に日本の場合には、発達障害と言われても施策や手当と

いうものが不足していますので、体系的なものは届かない訳ですから健診等に行った時、医師から「ちょっと、お宅の息子さん、自閉症かもしれませんね」と言われたら、親からすれば「えっ、どうすれば良いのですか」と言うと、医師から「ちょっと様子を観てみましょう」みたいなこと言われるのですね。親からすると、自閉症と言われただけで、お先真っ暗になってしまって、しかもそこに医師から「ちょっと、様子を観てみましょう」と言われると、親からすると「様子を観るって、どういうことですか」ってなるのですね。これをちょっと精神科医に尋ねてみて、あと作業療法士とか、いろいろな方と関わっていきながらケアをしていきましょう。デイに通ってデイで、学校でというように、是非そういったものをしっかり作っていくことがこれから求められることだと思いますし、保健所の機能で言えば、予防保健やデータ分析など、しっかり窓口を広げて相談事業とかそういったものを、それぞれの窓口と連携しながらもっと評価を、アセスメントできる核を増やして行って、それから大局的なものをまた皆で作っていくと思っています。質問かお願いかわからない話になりましたが、その上で今日も来ていただいた民生委員・愛育委員の皆さんが、本当に皆さんがそれぞれの力でちょっとずつ力を出しあって周りの環境として子ども達を健やかに育てていくのだという地域を見守るような街づくりができればと思っています。

【太田会長】

何かございませんか。

【光井所長】

河野先生、ありがとうございます。非常に示唆に富むご助言をいただきまして、

我々の方もやはり「保健所ができることは何なのか」ということを、しっかり考えて取り組んでいかなければならないなと思いました。特に、冒頭申し上げましたとおり、基本的には市町村が一義的にやっていただいている中で、我々がどう、そこに先ほどのような技術的サポートができるのかというのは、しっかりこれから今までのやり方ではなくて、今後それを広げたり、実際何に困っているのかということも我々がしっかり耳にできる環境も整備していきたいと思いました。また保健所は県の出先機関でもありますので、先ほど出たご意見は県の方にも伝えて、県ができることをしっかり我々職員一同認識してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【太田会長】

はい。ありがとうございます。杉本委員。どうぞ一言。

【杉本委員】

一言だけ。すみません。先ほどから、民生委員さんから子どもの虐待の話題が出ておまして、真庭は子どもさんが少ないのですが、各支部の愛育委員が一生懸命取り組んでおります。またいつか、民生委員と一緒に研修会を開いて児童虐待にも取り組んでいきたいなと思ってはいますが、子どもの虐待だけではありません。高齢者の虐待も実は増えていまして、その中でも大きな課題は認知症。家族の方が大変なのですが、高齢者施設にも入れない。デイサービスを利用しようとしても、なかなか利用しづらい。本当に高齢者の虐待も増えているということは皆さん、知っておいていただければと思います。愛育委員は目配り・気配り・心配りではないですが、各地域でこのような活動をしていますので、子どもだけ

でなく高齢者の虐待も増えていきますので、いろいろ対策をしたり、話し合ったりしようと思っています。

【太田会長】

ありがとうございました。何かありますか。

【光井所長】

ありがとうございます。正にそのとおりで、我々も美作県民局管内で言いますと、健康福祉部というところがあって、保健所を包含する形で高齢者保健を所管する課があるので、しっかりそこと連携を取りながら、ただ私も認知症の方だけでなく高齢者の方が今頑張っていると思いますが、やはり共生社会ではないですが、高齢者がしっかり街の中に出て行けるような街づくりもそうですし、我々の方が市町村と連携しながら、そういうこともしていかなければいけないと思っていますので、是非その辺りも現場の課題を教えていただけたらと思っています。ありがとうございました。

【太田会長】

閉会の時間が近づいておりますが、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、私の方で締めさせていただきます。本日、こういう形でいろいろ委員からご意見いただきました。

子どもの関係が一番、話題になりました。

子どものこと、本当に大事なことです。日本全体が、よく言われるようにいろいろな要素がある中、この数字だけを絶対視する必要はないのですが国

際的な幸福度比較で47位、これも下がっています。そして、女性と男性の問題でのジェンダーギャップ、何と146か国中125位です。経済面で一人になった高齢女性の問題、つまり年金が半分になる。もともと働いていない方や、賃金が安い方がいる。それと貧困問題、それから教育、これはかなり改善されましたが教育ギャップ、そして医療ギャップ、特に酷いのが政治ギャップ、今度何かで副大臣ができましたが、官僚は増えたが、新任の女性副大臣ゼロ、新任の女性政務官ゼロということです。非難する訳でないですが、ココも男性が多数で女性が少数。本当に日本が、世界でそういう面では異常な国だという認識を持たないと、多分これからダメになると思っています。今の地域現象も大事ですが、もっと大きい所でどうなのかなということを考える視点がないと、難しい。これだけ教育が、学歴の高くなった国が、何故こういう根源的な問題に付き当たっているのかと私は感じております。

【事務局】

太田会長には、円滑に議事を進行していただき、大変ありがとうございました。委員の皆様には大変貴重なご意見を賜り、厚くお礼申し上げます。なお、冒頭に申し上げましたとおり、今回の会議資料及び議事録等については、後日、県ホームページ上に掲載させていただく予定としております。それでは最後に池田副会長から閉会のご挨拶をいただきたいと思っております。

【池田副会長】

はい、今日は長時間にわたりまして、いろいろなご意見をいただき、ありがとうございます。少子化もさることながら、人口減少、先ほども高齢者の虐待の間

題もありましたが、医療資源の減少とともに介護人材も減少して、なかなか介護施設あるいはホームヘルパーとか大変なことになっていますが、保健所はこの4年間、コロナで本当に大変な目をしてきた訳ですが、今ちょっとコロナがインフルエンザに追いやられて、インフルエンザも少し収まってきたかな、これから今後12月がどうなるかということですが、今年ノーベル賞(医学・生理学賞)を受賞したカリコ(カタリン・カリコ)さんがmRNA(メッセンジャーRNA)のワクチンを作ったのは、あれは元々バイオテロあるいは鳥インフルエンザ、高病原性の鳥インフルエンザが人間に感染した時の、新型インフルエンザに対するために早期にワクチンを作ることと考えていかななくてはいけない時に、コロナが出て来てちょうどそれをコロナのワクチンに使えるのではないかとということで、このワクチンによってコロナが少し収束した面がある。保健所はこの3年間、本当に大変な思いをしてきた訳です。この経験を糧にして今後の新興感染症がどうなってくるかというその時に、また対応していかないといけない。あるいは先日も自然災害、南海トラフ巨大地震等にどういうふうに対応していくかの会議がありましたが、医療関係と行政、保健所と連携しながらこれからも、またやっていかないといけないと思います。保健所の難病医療福祉相談もコロナのためにできなかったことがあります。通常の保健所の機能に戻ってしっかりやっていただきたい。本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございます。これを持ちまして「令和5年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会」を閉会いたします。委員の皆様には、引き続きご意見を賜りましょう、よろしくお願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

ございました。